



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3511 号 2017.2.11 発行

医療と介護の情報共有 浪速区の「Aケアカード」

大阪日日新聞 2017年2月11日

医療と介護の情報をICT（情報通信技術）で共有し、より適切な診療や介護サービスを提供する医療・介護情報連携システム「A（ええ）ケアカード」が大阪市浪速区で動きだした。システム構築に尽力した浪速区医師会の久保田泰弘副会長が11日、日本医師会医療情報システム協議会で概要を発表する。

多職種で1人の患者を見守るAケアカードのイメージ＝浪速区在宅連携協議会提供

区内在住の介護保険利用者が対象で、カードの発行は無料。医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャーら多職種からの情報をコンピューターで管理し、診察や介護にフィードバックする。薬の重複投与や無駄な検査も防ぐことが可能で、医療費の節約も期待できる。

医療・介護情報の集約・分析については、厚生労働省が1月に担当部署を設置して検討に入った段階で、全国的にも先進的な取り組み。

比較的安価で導入可能なシステムであり、展開する地域が拡大すれば、患者にとっても参加機関にとっても利点は大きくなる。



西鉄が4月めどに精神障害者割引を導入 大人半額、バスも

共同通信 2017年02月11日

西日本鉄道（福岡市）が4月をめどにグループ会社が運営する鉄道運賃に、精神障害者割引を導入することが10日、分かった。大人料金に関して一律5割引きとする。国土交通省などによると、JR6社や大手私鉄16社のうち、鉄道運賃にこうした割引制度を適用するのは初めて。西鉄は路線バスにも同様に適用する。

切符の購入などの際に精神障害者保健福祉手帳を提示すれば、割引が適用される見通し。

厚生労働省などによると、2016年3月末時点の全国での精神障害者保健福祉手帳交付数は約86万件、福岡県では約5万7千件を交付している。西鉄は「減収にはなるが、割引で利用が増えれば社会参加の後押しにつながる」（広報）として導入を決めたという。子ども料金の割引に関しては別途、検討する。

脊髄損傷、iPSで治療 慶応大が倫理委に申請

産経新聞 2017年2月10日

慶応大の研究チームは10日、人工多能性幹細胞（iPS細胞）から神経の元になる細胞を作り、脊髄損傷の患者に移植して治療する臨床研究の実施を学内の倫理委員会に申請

した。

i P S細胞を使った脊髄損傷への再生医療は実施されれば世界初。拒絶反応の少ない型の人から作り、備蓄している京都大のi P S細胞を使う。学内の別の審査委員会や厚生労働省の審査も経た上で、来年前半にも実施することを目指す。

チームの岡野栄之教授は「幹細胞を使った研究を20年近く続け、いよいよ臨床が近づいてきた。しっかり進めて成功させたい」と話した。

計画では、脊髄を損傷した18歳以上の患者7人を対象とする。i P S細胞から、神経細胞になる手前の段階の細胞を作り患者に注入、傷ついた神経を再び働くようにすることを目指す。

矯正医官 医の原点ここに 「受刑者を診ているという感覚はない」 高松刑務所医官・



池田さん

毎日新聞 2017年2月9日

受刑者を診察する池田正行さん(右)＝高松市の高松刑務所で、岩崎邦宏撮影

罪を犯した人たちを診る矯正医官が全国の矯正施設で不足している。そんな中、高松刑務所(高松市)の総合診療医、池田正行さん(60)は、大学教授から矯正医官に転じて間もなく4年。「最新の医療機器はないが、患者の話聞き体に触って診察する。ここには医療の原点がある」と、診察を続ける。

「おはようございます。具合はどうですか」。高松刑務所の診察室で昨年12月下旬、詐欺罪で服役中の男性(75)に池田さんが語りかけた。「物忘れが最近ひどくて」と訴える男性の胸に聴診器を当て、血圧を測り、10分ほどの診察を終えた。「刑

務所には高齢者が多い。医師がいると安心できる」と男性は言う。

池田さんが矯正医官になったのは2013年4月。長崎大医学部教授の任期を終え、「自分を必要としてくれる場所で働きたい」と引き受けた。障害者施設などで長く勤めた経験があり、矯正施設での勤務にためらいはなかった。

高松少年鑑別所と合わせて週に3回、1日3人程度を診察する。糖尿病や脳卒中、認知症など疾患はさまざま。初めて医者に掛かる受刑者もあり、がんが見つかったが手遅れだったこともある。「受刑者だから我慢しろとは言えない。必要な医療を提供すべきだ」と話す。

男性受刑者が病気を訴えたが、検査でうそだと分かったこともある。人間関係がこじれ、大部屋に居づらくなったためという。「仮病を見抜く技術はあると思っていたが、だまされた」と苦笑する。高度な機器はないものの、五感を使って患者と向き合う医療の原点を、矯正施設で改めて実感する。

一方、矯正医官には一定の守秘義務があるため、外部の医師と情報交換できないという孤独感もある。高松少年鑑別所も含め、全国156の矯正施設の7割弱は常勤医師の定員は1人だ。「迷った時や悩んだ時にすぐに相談できる仲間がいない。定員割れが解消されても矯正医官の孤独と孤立という問題はなくなる」と指摘する。

それでも続けるのは患者の笑顔を見たいからだ。診察する場が塀の内側であっても変わらない。「受刑者を診ているという感覚はない。僕と患者との勝負」。そんな思いで聴診器に耳を澄ます。【岩崎邦宏】

知的障害者 「シャバが怖い」 窃盗累犯、福祉の谷間 毎日新聞 2017年2月11日

55歳無職男性の判決が15日、奈良地裁葛城支部で

奈良県内の工場でビスケットなど菓子(400円相当)を盗んだとして窃盗罪などに問

われた無職男性（55）の判決が15日、奈良地裁葛城支部（五十嵐常之裁判官）で言い渡される。男性は知的障害の可能性が高い。前科10犯で、服役は通算約30年間に及ぶ。社会経験がほとんどなく、親族や知人もいない。検察側は懲役4年6月を求刑したが、弁護側は再犯防止の観点から男性が福祉的支援を受けられるよう求めている。

公判記録などによると、男性は徳島県出身。中学卒業後、大阪府八尾市内の工場でプレス工として働いたが、20歳の時に窃盗容疑で逮捕された。20代に4回、30代に3回、40代に2回、50代に1回、窃盗などの罪で有罪判決を受けた。



大阪・ミナミの繁華街。男性は出所するこの街に現れ、金が尽きると盗みをはたらき、また刑務所に戻る人生を送ってきた＝大阪市中央区で、貝塚太一撮影

更生保護施設に入ったこともあったが、なじめなかった。刑務所から出所すると大阪・ミナミでサウナに寝泊まりし、神社や空き家を拠点に食べ物を盗み、再び逮捕される生活を繰り返した。今回の事件は出所4カ月後だった。担当する菅原直美弁護士（奈良弁護士会）によると、男性は、人と接するのが苦手で、独力で社会生活を始めることは極めて困難という。

菅原弁護士は、福祉・医療の視点から被告に適切な対応を取ることで再犯防止につなげる「治療的司法」に力を入れており、男性についても経歴を調べた。小中学校は特殊学級（現在の特別支援学級）に通っていたことや、高知地裁での実刑判決（懲役5年）後、高知市のNPO法人「はすのは」との間で受け入れ合意が成立していたことがわかった。手紙でやり取りをしていたが、受け取った手紙を男性が理解できず、支援につながらなかったらしい。

同法人の塩治（えんや）一彦理事長（80）は菅原弁護士から男性が奈良で逮捕されたと聞き、「きちんとフォローしておけばよかった」と悔やんだ。公判では情状証人として出廷し、男性の受け入れを確約した。

菅原弁護士は「いくら懲役を与えても効果がないことは、これまでの経緯で明らか。再犯させないことが、立ち直りと社会の利益を両立させる最も有効な方法」として、自立生活が難しい障害者らを行政の専門機関が連携して対応する「特別調整」の対象とするよう求めている。【福田隆】

再犯防止へ要員が不足

知的障害者の再犯防止について、国は司法と福祉の連携を掲げて力を入れている。しかし、専門知識を持つ要員が不足しており、関係機関の連携には課題が多い。

法務省法務総合研究所の報告書によると、2012年に知的障害者（「疑い」を含む）の受刑者548人を調べたところ、入所回数は平均3.8回（受刑者全体は同3.1回）。65歳以上では「5回以上」が68.5%（全体では43.9%）で特に多かった。療育手帳の所持率は知的障害者で45.6%、「疑い」は11.9%で、多くは福祉的支援から漏れていた可能性が高い。

昨年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が施行された。犯罪を犯した高齢者や障害者について、官民で適切な医療・福祉サービスを提供して再犯防止に努めることを政府の責務と定めた。生活が困難な高齢者や障害者は「特別調整」の対象としてフォローされるが、法務省の調査によると、福祉的支援が必要にもかかわらず特別調整の対象とならずに釈放された人が13年に600人程度いるとされる。

服役は通算約30年間 「刑務所の方が安心する」

男性は1月下旬、勾留先の葛城拘置支所で毎日新聞記者の面会に応じた。主なやり取りは以下の通り。

――なぜ何度も刑務所に入る事件を起こすのか。

行くところがない。シャバにすることが怖い。(社会と自分の) 感覚が違う。
 ー何が怖いのか。
 人と接するのが怖い。小さい時からそうだった。
 ー公判の被告人質問で過呼吸になった。
 人前に出ると緊張してしまう。
 ーしかし、犯罪は悪いことだ。
 それはわかっている。でも、生活がかかっているから。刑務所の方が安心する。こういう人は刑務所にいっぱいいる。
 ー何度も刑務所に入る人生についてどう思うのか。
 悲しい。でも、今回は支援してくれる人たちがいるから大丈夫だ。
 ーどんな生活を送りたいか。
 地道に普通の生活がしたい。おやじの墓参りもしたい。

愛知) 障害ある人の働く姿伝えたい 小6らがPR動画

朝日新聞 2017年2月10日



「幸せの四つ葉プロジェクト」のPR動画を撮影する児童ら＝田原市立田



原中部小学校 田原市立田原中部小学校の6年



生10人が、市の第三セクター「あつまるタウン田原」などが進める「幸せの四つ葉プロジェクト」のPR動画の制作に取り組んで



いる。3月に完成披露試写会を開き、動画配信サイト・YouTubeなどで公開する予定だ。

児童たちは、学校の授業で「田原市の障害福祉」について勉強した。その中で、街おこしを目指す四つ葉プロジェクトを通して、市内の障害者施設などが四つ葉や五つ葉などのクローバー（シロツメクサ）を栽培したり、関連商品を生産したりしていることを知った。

障害者が一生懸命に働く姿を見た児童から、「自分たちも障害者と一緒に行きたい」と声が上がった。四つ葉プロジェクトを知ってもらうことが支援にもつながると考え、卒業プロジェクトの一環として、PR動画の制作に取り組むことにした。

障害者施設のジャム、味認定は音羽シェフ 厳しいチェックでクリア3品 宇都宮

下野新聞 2017年2月10日

【宇都宮】障害者施設を対象にした新商品開発研修会が8日、西原町のオトワレストランで開かれた。同レストランオーナーシェフの音羽和紀（おとわかずのり）さん（69）が、県内10施設の職員が作ったりんごジャムの中から、「むつみの森」（壬生町）「ふるさとジョアン」（宇都宮市）「桜花（おうか）」（さくら市）の3施設の商品を「音羽シェフ監修のジャム」と認定した。

研修会は昨年のイチゴジャムに続き2回目。

音羽さんは味や食感などを厳しくチェックし、基準を満たした3施設に証明書を交付した。今回認定されなかった7施設は、後日行われる再テストで合格すれば認定を受けられる。



障害者の「逸失利益」認めるよう遺族が提訴へ NHKニュース 2017年2月10日

重い知的障害のある少年が入所先の施設を出て死亡した事故の賠償をめぐり、少年の両親が「将来働いて得たと予想される『逸失（いっしつ）利益』を施設側がゼロとしたのは障害者差別だ」として、国内の平均賃金を基準に逸失利益を認めるよう求める訴えを、近く東京地方裁判所に起こす方針を決めました。弁護団は障害の有無で逸失利益が決まることが妥当かどうか、問いたいとしています。

東京都内の障害者施設に入所していた松澤和真さん（当時15）は、おとし9月、鍵が開いていた扉から外に出て行方がわからなくなり、2か月後に山の中で遺体で見つかりました。

施設側は賠償交渉の中で、安全管理の過失を認め慰謝料として2000万円を示しましたが、和真さんが将来働いて得たと予想される「逸失利益」についてはゼロとしたということです。両親は「将来、社会に貢献する大きな可能性を秘めていた。障害者の命の価値を低くみた差別だ」として、国内の平均賃金を基準におよそ5000万円の逸失利益を含む賠償を施設側に求める訴えを、近く東京地方裁判所に起こす方針を決めました。

重い知的障害のある人の逸失利益をめぐっては、「徐々に働く能力を高めることができた可能性があった」などとして、8年前に青森で、5年前には名古屋の裁判所で、それぞれ一定額を認める判決や和解がありました。しかし、原告が求めた平均賃金を基準にした算定ではなく、弁護団は「障害があるかないかで命の価値とも言える逸失利益をゼロにしたり、少なくしたりすることが妥当かどうか、司法に問いたい」と話しています。

これに対し施設側は「訴状を見ていないので具体的なコメントは控えたい。裁判の中で主張したい」と話しています。

父親「命の価値を差別しない判断を」

父親の松澤正美さんによりますと、亡くなった和真さんは3歳のとき、自閉症と診断されました。和真さんは単語を話して好きなものを言えたほか、何をしたいのか意思を表すことはでき、人の話を聞いて理解していたということです。特別支援学校の中等部になると落ち着きのない行動が見られ、両親は医師の勧めもあって複数の職員がいる施設への入所を決めたということです。

松澤さんは「息子は成長過程で多くの可能性があった。司法は命の価値を差別しないような判断をしてほしい」と話しています。

逸失利益で司法判断分かれる

まだ働いていない重い知的障害のある人が死亡した場合の逸失利益をめぐっては、これまでも裁判で争われてきました。

大分県で特別支援学校の男子児童が死亡した事故では平成16年、大分地方裁判所が「医療技術の進歩を考慮しても児童が将来、働けるようになる可能性を認めるのは難しい」として、県が逸失利益を支払う必要はないとする判断を示しました。

これに対し、16歳の少年が施設で死亡した事故で、青森地方裁判所は平成21年、「健常者と同じ程度ではなくても、徐々に働く能力を高めることができた可能性があった」として、県の最低賃金をもとに600万円余りの逸失利益を認めました。

さらに、名古屋市で15歳の少年が施設の階段から転落して死亡した事故では、平成24年に名古屋地方裁判所で、将来働けた可能性を認めただうえで、障害年金の受給額を基準に逸失利益を770万円余りとする和解が成立しました。

高齢者家族代行法人を告発＝3900万円脱税容疑一名古屋国税局

時事通信 2017年2月10日

家族に代わり高齢者の身元保証などのサービスを行う一般社団法人「和みの会」（愛知県知多市）が、契約者から遺言で譲り受けた財産を申告せず法人税約3900万円を脱税したとして、名古屋国税局が法人税法違反の疑いで、同法人と青山勉・元代表理事（64）＝同市南粕谷＝を名古屋地検に告発したことが9日、関係者への取材で分かった。納税はほぼ終え、修正申告するという。

同法人は「家族代行支援」の名目で、身寄りのない高齢者や障害者らを対象に、身元保証や日常生活の手助けなどをするサービスを展開。遺言に基づく遺贈により、死後に財産を同法人に譲渡する契約者もいるという。

関係者によると、青山元代表は契約者2人からの遺贈全額を簿外口座に振り込ませ、2015年12月期までの2年間で計約1億5000万円を収入から除いて申告し、法人税約3900万円を免れた疑いが持たれている。

国税局は昨年10月、強制調査（査察）に着手。隠した所得全額が口座に残っていた。青山元代表は取材に対し、「知識不足で、後で申告すればいいと思った。深くおわびし、事業を粛々と続けていく」と話した。

和みの会は11年設立。現在約1000人の契約者がいるという。

社説：少年法18歳諮問 更生の手立てをどう講じるか 読売新聞 2017年02月10日

罪を償わせるために刑罰を科す。立ち直らせるための教育を施す。この二つを両立させる制度設計が必要だ。

金田法相が、少年法の適用年齢について法制審議会に諮問した。

現行の「20歳未満」を「18歳未満」に引き下げることの是非を問うものだ。引き下げた場合、少年法の適用外となる18、19歳に科す刑罰の在り方も論点となる。

選挙権年齢は、既に18歳以上に引き下げられている。有権者としての権利が付与されれば、当然ながら社会的責任が伴う。

民法の成人年齢についても、法制審は2009年、「18歳に引き下げるのが適当」だと答申している。欧米では、18歳を境として、刑事手続き上も成人として扱っている国が多い。

少年による凶悪事件が後を絶たず、国民の処罰感情は高まっている。適用年齢を引き下げるのは、自然な流れだと言えよう。

現行の少年法でも、16歳以上が故意の犯罪で人を死亡させれば、原則として検察官送致され、刑事裁判で審理される。18、19歳なら死刑も適用される。凶悪事件に関しては、引き下げた際の運用上の影響は限定的ではないか。

留意すべきなのは、比較的軽微な犯罪での処遇である。

少年法の下では、家庭裁判所が生育歴や生活環境など、個々の事情を踏まえて、少年院送致や保護観察などの処分を決定する。少年の更生と保護が立法の趣旨であるため、立ち直りを支えることに重点が置かれている。

少年院を退院後、再び入る者の割合は、刑務所の場合より低い。少年法に基づく「育て

直し」と言われる教育が、一定の機能を果たしていることは確かだ。

18、19歳が少年法の適用外となれば、窃盗の初犯などでは、起訴猶予や罰金刑で刑事手続きが完了し、更生に向けた教育の機会が失われかねない。再犯防止の観点から、望ましくない事態である。

法的に成人と定義されたとしても、18、19歳は成長過程にあるとも言える年代だ。従来の刑罰の形態にとらわれない処遇の導入も、柔軟に考えるべきだろう。

法務省は、懲役刑と禁錮刑を一本化し、刑務所で教育的処遇を可能にする刑罰の創設を検討している。重要なのは、再犯防止に資する制度にすることである。

少年法の適用から外れれば、18、19歳も実名報道の対象となる。この点についても、幅広い見地から議論を深めねばならない。

社説：再犯防止に向けた刑罰見直し議論深めよ 日本経済新聞 2017年2月10日

罪を犯した人に対する懲罰や、立ち直りに向けた指導・教育はどうあるべきか。現行刑法が制定された1907年（明治40年）以来変わっていない懲役刑などの刑罰の見直しについて、金田勝年法相が法制審議会に諮問した。

現在の制度には、懲罰の一環として木工や洋裁などの刑務作業が義務付けられる懲役刑と、作業をしなくてもいい禁錮刑がある。

法務省はこの2つを一本化したうえで、起こした犯罪や心身の状況など受刑者個々の特性に応じ、更生に向けた教育に重点を置く新たな刑罰を検討している。刑務所を「再犯防止に向けた場」と、より明確に位置づけることになる。

犯罪の発生件数が減るなか、出所後に仕事や身寄りがいない人などの再犯率の高さが大きな問題になっている。いまの刑罰が社会復帰につながっていない、との指摘もある。こうしたことを受け、刑務所が受刑者の再犯防止に力を入れることは理解できる。

ただ受刑者の特性をどう見極め、どのような指導や教育プログラムを受けさせるかなど課題は多い。高齢で認知症になったり障害を抱えたりしている受刑者には、福祉面からのアプローチも必要だ。専門性のある人材や教材の整備は簡単ではない。

犯罪被害にあった人たちの間では、「懲罰」の意味合いが薄まるのは納得できないとの声も多いのではないかと。更生教育とのバランスをどうとるかは難しい問題だ。

法制審では結論を急ぐことなく、実際に刑務所で働いている人や、犯罪の被害者、刑事政策の専門家らの声を幅広く聞いて、議論を深めてもらいたい。

別の疑問もある。刑罰の見直しに併せて、法相は少年法の適用年齢を現行の「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げることが諮問した。新たな刑罰を設ける案は、もともとこの少年法の議論にもなっていて出てきたものだ。

対象年齢を引き下げると、これまで少年院に送られていた18、19歳が刑務所に入る例が増え、更生に向けた教育が手薄になるという指摘が強かった。

こうした批判をかわすため、刑務所のなかに教育の受け皿をつくらうという考えがあるとすれば、本末転倒だろう。少年、成人にかかわらず、犯した罪への反省を迫り、円滑な社会復帰にもつながるような実効性ある制度への見直しを期待したい。

社説 少年法18歳諮問 更生の仕組みが必要だ 毎日新聞 2017年2月11日

少年法が罪を犯した少年の立ち直りに果たしてきた役割を踏まえ、丁寧に議論していく必要がある。

少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることについて、法相が法制審議会に諮問した。

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、民法の成人年齢も引き下げの議論が進む。少年法も連動させ、大人の年齢をそろえるのが合理的だとの意見がある。一方、18、19歳に

ついて、更生のための教育が不十分になってしまうとの懸念は依然、根強い。

少年法を巡っては現在、厳罰化が迫られるような事情があるわけではない。2015年に罪を犯して検挙された少年は6万5950人で、20年前の3分の1に減っている。重大犯罪を犯した16歳以上の少年は原則検察に逆送され、成人と同じように処遇される仕組みも整っている。

引き下げありきではなく、少年犯罪の現状を押さえて、制度のあり方を考えていくべきだろう。

少年法が規定する保護処分の過程では、家庭裁判所や保護観察所が成育歴をたどって非行の背景を調査する。また、少年院では生活指導や学習、職業訓練が中心で、教官が付き切りで少年に反省を求める。

こうして丁寧に処遇することで、退院後に再び少年院に入る割合は、成人が刑務所へ再入所する割合より大幅に低くなっている。

比較的軽い非行の場合でも、現状では家裁の調査の対象になり、少年院に入るケースもある。だが、18、19歳が少年法の適用から外れれば、起訴猶予や罰金刑になるとみられる。教育的な措置を受ける機会が失われ、再犯のリスクが高まるとの指摘が出ている。

近年では貧困や虐待など社会的な要因が非行に結びついていることが少なくない。少年院で矯正教育を受けて社会に出ることの効果を十分に検証すべきだ。少年が更生し再び罪を犯さなくなれば、社会の安全や安心にもつながるだろう。

仮に少年法の適用年齢を引き下げても20歳前後の若年層に対しては、更生や教育を主体とした特別な刑事手続きを考えるべきだとの意見が専門家からは出ている。その場合、20代前半まで広げて、現行制度の利点を生かすことを検討すべきだろう。

今回は、刑務作業が義務となっている懲役刑の代わりとして、再犯防止の教育などに力点を置いた新たな刑の創設についても諮られた。受刑者の特性によって処遇を柔軟にしていこうとの狙いで、少年法の適用年齢の引き下げの議論の延長線上で出てきた。

社会に戻って再び罪を犯すことなくどう安定した生活をおくるか。更生のあり方が問われる時代だ。

障害者作品展 世界に輝くアート発掘 大阪 /大阪 毎日新聞 2017年2月11日

「大阪府現代アートの世界に輝く新星発掘プロジェクト」の第6回公募入選作品展が10日、大阪市北区のディアモール大阪で始まった。府内在住の障害者による絵画など840点の中から選ばれた52点を展示している。

最優秀賞に輝いた平野喜靖（よしやす）さん（36）の作品「無題」は、黒く塗りつぶされた画面全体を白いアルファベットや数字が埋め尽くす。リズムカルに並ぶ大小の文字が豊かな表情を生み出している。市内の主婦、岸本恵梨子さん（40）は「いろんなタッチや種類の作品があって楽しい。平野さんの絵は見れば見るほど発見がある」と話していた。

17日まで（15日休み）。午前10時～午後10時（最終日は午後8時まで）。入場無料。問い合わせは府障がい福祉室自立支援課（06・6944・9176）。【清水有香】

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行